

平成28年(モ)第2058号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第19号不動産仮差押命令申立事件)

債権者 片岡明幸

債務者 宮部龍彦

保全異議準備書面(1)

平成29年2月2日

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

債務者 宮部 龍彦

第1 保全異議答弁書に対する認否と反論

1 第1第1項「当事者」について

債権者が、「いわゆる被差別部落の出身者」とあるとの主張は否認する。

「侮蔑的文言」ということは争うが、その余は特に争わない。

2 第1第2項「債務者による不法行為」について

(1) 「同和地区を特定する書籍の出版予告を示現舎合同会社がなしたこと」
について

「不法行為」「同和地区を特定する書籍」との評価については争うが、その余の事実関係は認める。

(2) 「同和地区を特定する電子データを債務者がホームページ上に掲載していること」について

「同和地区を特定する電子データ」との評価については争う。「被差別部落出身の個人を特定し、差別を助長しようとする意図をもって作成されたものである」ということについては否認する。その余の事実関係について

は、少なくとも本件不動産仮差押命令申立がされた時点において事実であったことは認める。

(3) 「債権者を含む個人の住所。氏名。職業・運動団体における役職などについて、債権者の承諾なくホームページ上に掲載していること」について否認する。

3 第1第3項「債権者が本件出版物に対する出版禁止の仮処分を申し立てて許容されたこと」について

(1) 「本件出版物に対する出版禁止の仮処分の認容」について認める。

(2) 「債務者が仮処分決定に従わないこと」

3段落目については、本件とは無関係な事柄であり、認否の対象ではない。

その余について事実関係は認めるが、「処分に従う姿勢をまったく見せない」「債務者は順法精神を持ち合わせていない人物である」といった評価については争う

4 第1第4項「不法行為の前提事実としての、現在も残る深刻な部落差別」について

債権者独自の歴史観、社会観を開陳したものであって、認否の対象ではない。

5 第1第5項「債務者の行為①から③が不法行為を構成すること」について

(1) 「プライバシー権の侵害」について争う。

そもそも「行為③」は債務者によるものではない。

予備的に主張すると、少なくとも債権者が解放同盟の役職を持っていることは10年以上前から部落解放同盟中央本部のウェブサイト等、インターネット上で公開されており、公知の事実である(乙1)。また、債権者の住所・電話番号は電話帳に掲載されている(乙2、乙3)。債権者の解放同盟での役職や住所は債権者自ら広く社会に公開してきたことなのであるから、明らかに私的な事柄ではなく、プライバシー情報にはあたらない。

「債務者の行為①および②の各記事は、それ自体としては債権者の住所地とされる住居表示を明示しているわけではないが、債権者の住所を既に知っている者にとっては、債務者の行為①および②の各記事を見れば債権者が「被差別部落出身者」としてインターネット上に表示されることが判明する」との債権者の主張は虚偽である。全国部落調査(甲7)には債権者の住所のある埼玉県さいたま市北区に相当する住所は記載されておらず、そもそも債権者との関連性が何もない。

(2) 「名誉権の侵害」について

争う。

債権者が挙げるいずれの記事にも、債権者が被差別部落出身者であることを摘示した箇所はない。むしろ、債権者が本件申立てにおいて、勝手に被差別部落出身者を自称している。

「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価も、それがあつて一般に流布していれば」と債権者は白々しく述べているが、第1第4項で債権者が滔々と語っているとおり、債権者自身が被差別部落出身者なる地位の存在を主張し、「被差別部落出身だと社会的評価

が低い」と思い込んでいるのである。さらに、債権者は地方裁判所の裁判例を挙げ、被差別部落出身と精神病者を同一視し、しかも精神病患者全般の社会的評価が低いかのような、偏見に満ちた主張をしている。

(3) 「差別されない権利の侵害」について

争う。

いわゆる三菱樹脂事件(民集 27 卷 11 号 1536 頁)によれば、憲法の人権規定はもっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであって、私人間に直接適用されるものではない。

また、債権者は「債務者の行為①ないし③の各記事は、被差別部落を特定し、あるいはある個人が被差別部落出身者であることあるいは部落解放同盟という被差別部落出身者を構成員とする団体の関係者であることを示す内容」というが、そのような記述はない。

6 第1第6項「まとめ」について

争う。

7 第2「保全の必要性」について

争う。

第2 債務者の主張

債権者が「いわゆる被差別部落の出身者」であるとの主張は虚偽であり、違法なものである。また、「部落解放同盟という被差別部落出身者を構成員とする団体」の主張も同様である。

本件仮差押決定が、そのような債権者のそのような主張を相当と認めたことは、現在も法律として有効な、いわゆる「解放令」(乙4)に反し、昭和8年9月25日司法次官通達(乙5)に反する、明白な部落差別であり、違法行為である。原決定は、当事者を対等な国民として扱わず、債権者が「被差別部落出身者」であるとの前提で判断されたものである。

債権者は「ある人が被差別部落出身者であるとの事実の摘示」が違法行為であるとの趣旨の主張をしながら、自ら被差別部落出身者を自称し、部落解放同盟が被差別部落出身者を構成員とする団体と称して、被差別部落出身者の存在を主張している。

そればかりか、債権者は比較的裕福な政令指定都市に居住し、明らかにそこは全国部落調査に掲載された地域でないのに、あたかも自らが部落と関係があるかのような虚偽の主張をしている。

結局のところ、債権者にとって被差別部落出身者と思われるのが不利益なのではなく、部落解放同盟の幹部でありながら部落とは関係ない場所に住んでいることが、全国部落調査により明るみになることが政治的に不都合なのである。

それにも関わらず、部落解放同盟の幹部という立場を利用して、強引に被差別部落出身者であると主張し、「部落差別」(特に公務員による部落に対する恐れ、忌避意識)を利用して裁判官を威圧し、本件仮差押決定をなさせたことは、まさに「えせ同和行為」である。

そうでないと言うのであれば、債権者がなぜ「被差別部落出身者」であるのか、なぜそのような主張が「相当」と言えるのか、疎明しなければならない。

この点は法の下での平等、裁判の公平性に関わることなので、徹底的に追求するものである。

以上